

最低保障年金制度の実現と年金受給資格期間25年を10年に短縮するよう国に意見書を上げることを求める請願

日頃、社会保障の充実のため、ご奮闘いただき心から敬意を表します。

すべての人の命と暮らしを守る年金制度の改善について、政府は10年6月に新年金制度の中間のまとめとして、①年金の一元化、②最低保障年金制度、③負担と給付の明確化、④持続可能な制度、⑤消えない年金、⑥未納未加入ゼロ、⑦国民的議論、の7つの基本原則を提言しています。

しかし、現在の年金制度で、無年金者が110万人もいるといわれています。国民年金は40年間保険料を納めても月額6万6千円です。国民年金だけの人900万人の平均月額は4万7千円です。老齢年金受給者の62.1%が150万円未満で暮らしているのが実態です。

社会経済が大きく変化する中、雇用の多様化で、低賃金、失業、倒産等で非正規雇用者等が国民年金の4割を占めている現状です。国民年金第1号被保険者の2,001万人のうち、未納、未加入者324万人、免除者（学、猶予）520万人合計844万人が、保険料を納めていない状況です（20年度厚省調査）。今後は「消えた年金」や収入がなくても高額な保険料を納入することなど年金制度に対する不信感から未納者が増えることが予想されます。このことは、将来の無年金者、低年金者が約1千万人になることを示しています。

現在、将来の老後の生活保障のため早急に最低保障年金制度の実現が必要です。

それに加えて、年金資格期間が25年以上必要なために1か月でも不足すれば年金が1円も支給できない制度のため、被用者年金や国民年金の中から多くの無年金者がつくられる状況です。諸外国では年金の支給できる資格期間は長くても10年です。

無年金者を少しでも救済するためには、政府が検討している、新年金制度を待たず、早急に最低保障年金制度の実現と年金受給資格期間25年を10年に短縮するよう、貴議会におかれましては、国に意見書を上げてくださるよう請願いたします。

【請願事項】

国に対して、早急に「最低保障年金制度」の実現と「年金受給資格期間25年を10年に短縮する」よう国に意見書を上げることを求める請願